

輸送の安全に関する取組み (旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の七)

令和5年 6月 八千代観光バス株式会社

当社では輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでいきます。

1. 輸送の安全に関する基本的方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、安全対策を普段に見直すことにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標と達成状況

- (1) 交通法規を遵守した安全運転の徹底
- (2) 自責事故の削減

●令和4年度の目標の達成状況

自責事故(☆1) 惹起件数	人身事故	0件	(目標 0件)
	物損事故	3件	(目標 5件)

●令和5年度の目標

自責事故(☆1) 惹起件数	人身事故	0件
	物損事故	4件

☆1…「自責事故」とは、事故の責任(過失割合)が50%以上あるもの(ただし不可抗力のものを除く)をさします。

- (3) 運行関係法規を遵守した運行管理の徹底と過労運転の撲滅

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和4年度

重大事故(自動車事故報告規則第2条第2号に該当するもの)	0件
車内事故(自動車事故報告規則第2条第4号に該当するもの)	0件
車両故障(自動車事故報告規則第2条第6号に該当するもの)	0件

4. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

- 全車両にデジタルタコグラフを装備し、運行状況・実績の正確な把握を行なう。
- 全車両にドライブレコーダーを装備し、運転技術の向上を図る。
- 運転者の生活習慣病予防検診、睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査を行ない、健康起因事故の防止を図る、
- 運転適性診断の受診や外部機関による運転技能講習等を積極的に活用し、運転者の運転技術向上を図る。
- 車内の消毒・換気を徹底し、感染症の拡大防止を図る。

事故の発生状況（令和4年度）

事故発生件数 3件

<事故形態別内訳>

対 歩行者・自転車等	0件
対 車両	0件
対 物件	3件
その他（飛石等）	0件

<責任別内訳>

有責（責任割合100%）	3件
有責（責任割合95～50%）	0件
有責（責任割合45～5%）	0件
無責（責任割合0%）	0件

事故の再発防止について

令和5年4月 統括運行管理者

【1】令和4年度の事故の分析

事故発生件数 3件

<事故形態別内訳>

対 歩行者・自転車等	0件
対 車両	0件
対 物件	3件
その他（飛石等）	0件

<責任別内訳>

有責（責任割合100%）	3件
有責（責任割合95～50%）	0件
有責（責任割合45～5%）	0件
無責（責任割合0%）	0件

<事故の特徴>

低速走行時（後退時等を含む）における車両周囲の障害物の確認不徹底 3件

【2】令和5年度に向けた再発防止策

- 漫然運転の禁止、緊張感を維持した運転の徹底。
- 運転適性診断の受診により、自身の「運転のクセ・技量」の把握。

一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報

(令和5年度)

事業者団体への加入状況 日本バス協会（山形県バス協会）

貸切バス事業者安全性評価認定制度 ★★★

〔運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報〕

運 転 者	8名（正規雇用5名、非正規雇用3名）
運行管理者	2名
運行管理補助者	8名
整備管理者	2名
整備管理補助者	0名

〔事業用自動車に係る情報〕

大 型 車	5台
中 型 車	1台
小 型 車	2台